

# 契約学科制度の要件等について

2026年3月19日

経済産業省 イノベーション・環境局

# 産学が連携した人材育成 ～ 契約学科制度の創設について ～

第11回 イノベーション小委員会 参考資料1「契約学科制度の創設について」(2026.1.28)

## 1. 背景と目的

- ・ 「科学とビジネスの近接化」の中、イノベーションの源泉となる高度な人材を有するか否かが競争力に直結。
- ・ 韓国や台湾における取組も参考に、企業がより深く大学にコミットした形で、「知の拠点」である大学において、高度な人材育成を進めていくことが必要。

## 2. 契約学科の定義

- ・ 新しい産学連携の形として、産業界で活躍できる人材を育成するため、産学が協力して設置・運営する学位の授与を行う教育プログラム。
- ・ 産業界のリソース（資金提供、実務家派遣、産業界の動向提供など）と大学のリソース（他学部・教員との連携、教員・学生の確保など）を結集させることにより、最先端の教育研究環境の整備を進めるとともに、修了した学生の採用も視野に、企業でのインターンシップや産学共同研究への学生の参画などにより教育内容の充実を図る。

## 3. 求められる要件

- ・ 中長期的（10年程度）にわたり、継続して学位プログラムを設置・運営できる安定的な計画
- ・ 産学が連携した教育カリキュラムの制定
- ・ 企業から大学に対し、社員派遣や奨学金、現物寄附、共同研究費などにより、教育研究のためのリソースを提供

## 4. 今後の進め方

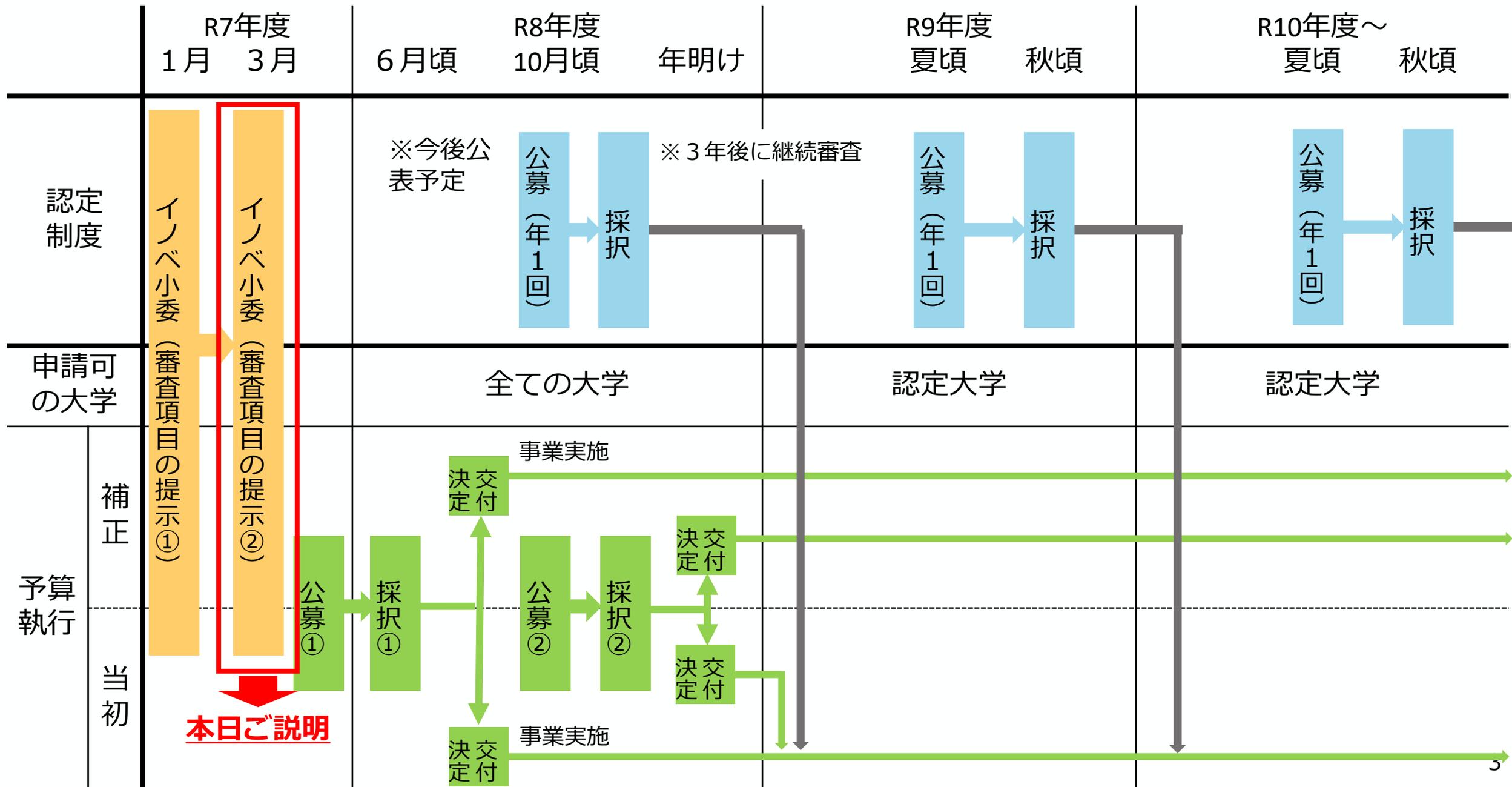
### （1）令和8年度：モデル事例の創出支援

- ・ NEDOの補助金による支援（補正予算・当初予算）：今年春から公募開始、今年夏前に採択
- ・ 認定制度の創設（契約学科の要件を満たしていることを認定）：今年中に公募開始・採択

### （2）令和9年度以降：本格的な運用

- ・ 認定制度を年1回公募し、認定を取得した契約学科に対し支援

# 当面の制度・予算の執行イメージ



# 契約学科の要件（①学位プログラムの内容）

## 1. 学位の授与を行う教育プログラム（学位プログラム）であること

- ・産学が連携して「育成する人材像」を定めており、その人材像が、学術的な知識・能力に加え、産業界で活躍するために必要な知識・能力を含むものであること
- ・定められた「育成する人材像」に対応できる学位プログラムであり、産業界や企業の現状・課題を考慮し必要と認められ、その人材像を育成するために適切な教育研究内容・カリキュラムが体系的に整備されていること
- ・学位プログラムに対応する運営体制（大学院の場合は研究科・専攻・コース、大学の場合は学部・学科・コース又は高等専門学校の場合は専攻科）を設置し、学位プログラムを担う専任の教員が配置されていること
- ・学生の卒業・修了後において、想定する進路先について示されていること（連携する企業への就職、関連する企業への就職、想定している業界や企業の特徴など）

## 2. 産学が連携した教育カリキュラムが制定されていること

- ・産学が、相談・協議し、教育カリキュラムが制定され、関連する取組が整備されていること
- ・連携する企業等から、実務的な教育に必要な教育研究資源が提供されていること

### （想定される取組の例）

- ・産学共同研究への学生の参画、共同研究と関連した学位論文の作成
- ・企業等の研究所等における中長期のインターンシップへの参加
- ・海外の事業拠点におけるインターンシップや、研究拠点での研究への参画
- ・企業の社員を、教員・研究員として大学等で受け入れるなどの人事交流の促進や、学位プログラムの学生として受入れ
- ・研究成果を事業化する場合の支援（販路の提供、SU設立時の出資など）
- ・奨学金の創設

# 契約学科の要件（②設置・運営方法）

## 1. 産業界と大学等が協力して設置・運営すること

### （1）産業界の役割

- ・ 教育研究に必要なリソースを提供し、最先端の教育研究環境の整備を進めること  
（例：共同研究や寄附等による教育研究費用の負担、研究施設・設備の寄附、社員を教員・研究員等として派遣、産業界の動向の情報提供 等）

### （2）大学等の役割

- ・ 学内のリソースを結集させ、最先端の教育研究環境の整備を進めること  
（例：他研究科・学部と連携した教育研究の組成、教員の採用・兼務等による確保、学生定員の確保、入学者の募集、研究施設や研究機器の整備・共用 等）
- ・ 必要な設置認可手続きや届出について、適切な対応が行われること

### （3）産業界と大学等の協力

- ・ 産業界からの資金の提供のみにより運営され、大学等の他の教育プログラムと独立していること（補助事業期間中は補助金及び産業界からの資金の提供による運営で可）

## 2. 中長期的（10年程度）にわたり、継続して設置・運営されること

- ・ 少なくとも10年以上継続して設置・運営されること
- ・ 大学等において、中長期的に優秀な学生を確保し、教育研究環境を提供し、学生を教育する計画が策定されており、その実現可能性が高いこと
- ・ 産業界からのリソースの提供が、教育目標を達成するために合理的であり、かつ、中長期的に教育プログラムを運営するために十分であること

# 科学とビジネスの近接化時代の大規模産学連携拠点形成事業

イノベーション・環境局  
大学連携推進室

## 令和7年度補正予算額 103億円

### 事業の内容

#### 事業目的

科学とビジネスが近接化する時代において、成長産業を創出するためには、イノベーションに不可欠な“知の源泉”である大学等と産業界が連携し、研究成果の実装化・人材育成に取り組むことが重要です。

本事業により、大学等と産業界が連携した大型の研究開発プロジェクト等を後押しし、産業界のコミットの引き上げや大学改革等によって産学連携を次なるステージに進め、科学技術・資金・人材が集結・循環するイノベーション・エコシステムの形成を目指します。

#### 事業概要

国家として重要な技術領域（①）や地域の産業特性を生かす技術領域（②）において、大学等が、企業から大規模な投資を呼び込むことを要件（※）として、スタートアップ創出等による事業化に向けて、施設整備や人材育成を伴う研究開発（最大3年間）を行う場合の費用を一部補助します。

【事業規模下限額・補助上限額】

①国家戦略技術領域：事業規模15億円以上、補助上限25億円

②地域産業技術領域：事業規模7.5億円以上、補助上限10億円

（※）要件を満たさない場合は、未達率に応じ国庫納付を求める場合がある

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



### 成果目標

令和14年度までに、

- ・全国各地域ブロック及び主要な重要技術領域において、産学連携プロジェクトを創出する。
- ・採択大学拠点の大学発ディープテックスタートアップ創出実績を2倍以上にする。
- ・民間企業等から採択大学等に対する投資額を50億円以上増加させる。

# 官民による若手研究者発掘支援事業

令和8年度予算（案） **14億円** （令和7年度予算額 10億円）

## 事業目的・概要

### 事業目的

我が国の産学連携においては、産業界から大学への投資が諸外国に比べて非常に少なく、オープンイノベーションが進んでいない現状にある。また、大学の研究力は低下傾向にあり、特にイノベーション創出の重要な担い手である若手研究者の研究力向上は喫緊の課題。そこで、官民が協調して有望な研究シーズを持つ若手研究者を発掘し産学連携への支援を行うことで、中長期的に破壊的イノベーションにつながるシーズ創出を促進する。

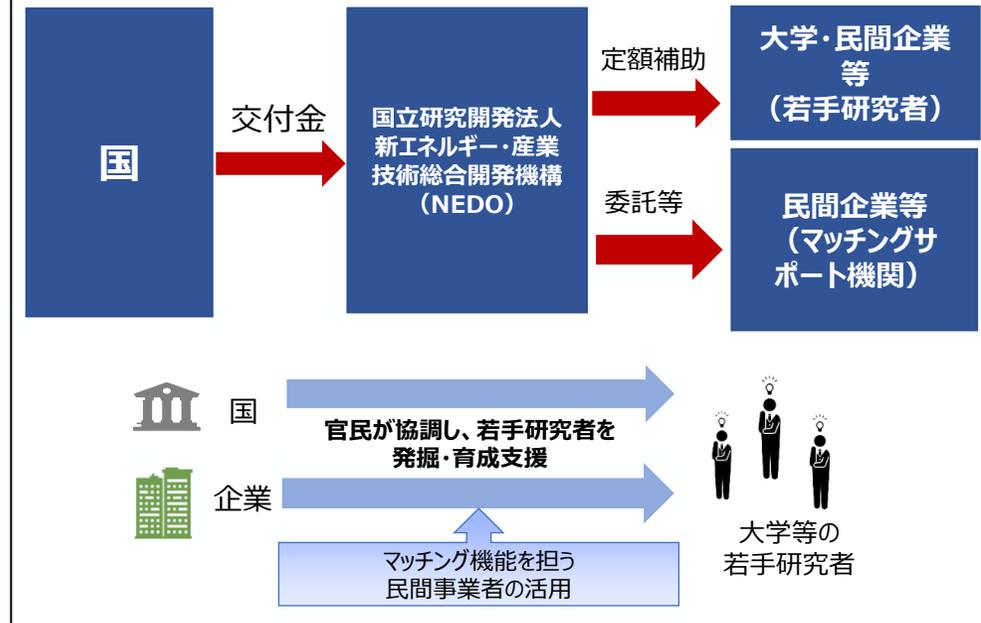
### 事業概要

若手研究者の技術シーズと企業のニーズのマッチングをサポートする機関を設置し、若手研究者の産学連携への取り組みに対して伴走支援を行う。併せて、若手研究者が産学連携に向けて自身の研究をブラッシュアップするための研究費を支援する。

また、若手研究者と民間企業との共同研究等を促進するため、若手研究者に対して共同研究費を支援する。

さらに、企業と連携して産業界のニーズを踏まえた研究人材の育成（学位授与）につながる研究開発に取り組む大学等に対して共同研究費を支援する。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



## 成果目標・事業期間

- 令和2年度から令和12年度までの事業であり、
- ・短期的には、令和8年度までに、マッチングサポートフェーズにおける採択テーマのうち企業との共同研究等の実施に繋がった件数の割合を30%以上にするを目指す。
  - ・中期的には、令和12年度までに補助終了テーマにおける平均特許出願件数を1件創出することを目指す。
  - ・長期的には、令和17年度までに、実用化に至った研究テーマの採択件数に占める比率を7.5%以上にするを目指す。